

平成27年度第12回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成28年3月23日(水)午後 3時開会

2 場所 佐倉草ぶえの丘研修室

3 出席委員(22名)

1番	今井勝子	2番	田中純一
3番	三橋秀夫	4番	羽根井直子
5番	山崎宏	6番	牛玖泰一
7番	立田三雄	8番	眞野好則
9番	川名部実	10番	池田達男
11番	石渡國男	12番	栗原初男
13番	木内正夫	14番	市原敏彦
15番	山本健史	16番	渡貫茂
17番	石田和久	18番	石渡一男
19番	櫻井道明	20番	清宮正
21番	川村文雄	22番	三門増雄(議長)

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成27年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地の賃借料情報の提供(案)について

議案第5号 平成28年度農作業雇用賃金等標準額(案)について

議案第6号 佐倉市農業委員会事務局職員人事評価実施規程(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 相川正巳

主査 田辺篤也

主査補 青山昌裕

◎開 会

午後 3 時開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成27年度第12回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の調査会につきましては、4月14日（木）に開催を予定してございます。
担当班は第1班となります。

総会につきましては、4月22日（金）に開催を予定しております。

続いて、行事予定等についてご報告いたします。

「千葉県農業会議第110回通常総会」及び「市町村農業委員会会長・事務局長会議」が3月25日金曜日に千葉県教育会館で開催されます。

三門会長と、私が出席予定でございます。

また、3月30日（水）に「千葉みらい農業協同組合第15回通常総代会」が、千葉市の京成ホテルミラマーレで開催されます。

牛玖会長職務代理者が出席予定でございます。

次に、農業委員活動記録セットを、昨年4月の総会時にお渡ししておりますが、その中で、日頃の農業委員の活動を記録する「活動記録ノート」について、来月の総会時に提出をお願いいたします。

報告事項は、以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 本日は大変忙しい中、委員の皆様方にご出席いただきましてありがとうございます。本日は、本年度最後の総会となります。また、お世話になりました事務局長が定年となり、局長におかれましては、最後の総会となります。それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は19名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成27年度第12回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、議席番号4番「羽根井 直子委員」を、議席番号5番「山崎 宏委員」を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号、平成27年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号、農地の賃借料情報の提供（案）について

議案第5号、平成28年度農作業雇用賃金等標準額（案）について

議案第6号、佐倉市農業委員会事務局職員人事評価実施規程（案）について

以上、6議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の1ページから3ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項から第3項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権を移転しようとするもので、表の第4項から第13項につきましては、権利者は新規就農するため、義務者は権利者からの要望のため、賃貸借権の設定をしようとするものでございます。その許可要件

についてご説明いたします。

許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきまして、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、牛玖委員より報告をお願いいたします。

————（牛玖委員報告）————

○牛玖委員 議席番号6番の牛玖です。議案のとおりでございますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

○議長 ただいま、牛玖委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

ないようですので、これより採決をいたします。

第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項の実態調査について、私より報告をいたします。

————（三門会長報告）————

○三門会長 議案第1号第2項でございますが、議案のとおりでございます。現地は現在、畑として、きれいに管理されており、問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長 ただいま、報告をいたしました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

ないようですので、これより採決をいたします。
第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。
よって、第2項は、許可と決しました。
続きまして、第3項の実態調査について、清宮委員より報告をお願いいたします。

————（清宮委員報告）————

○清宮委員 議席番号20番の清宮です。議案第1号第3項について、調査報告をいたします。義務者の■■さんは相続によりこの土地を取得し、農業者ではありません。このため、権利者の■■さんが、申請地の周辺を耕作しており、耕作するのに便利であるため、今回購入することになりました。何ら問題はないと思われまますので、よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、清宮委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

ないようですので、これより採決をいたします。
第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。よって、第3項は、許可と決しました。
続きまして、第4項から第13項については申請人を呼んであります。
それでは申請人を入場させてください。

————（申請人着席）————

○議長 申請人の方は、ご苦勞様でございます。自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いいたします。

————（申請人説明）————

○申請人 農地法第3条の申請をしました■■■■と申します。よろしくお願ひします。今回、佐倉市の■■で約2ヘクタール、■■■■で約0.5ヘクタール、併せて2.5ヘクタールで、主に秋冬ネギを栽培する予定でございます。また、出荷先は、現在、■■■■■■■■■■に在住なので、■■■■■■■■■■に出荷する予定でございます。農業研修は千葉農業事務所でのセミナーに参加と、大学卒業後、■■■■のレストラン、■■■■■■■■■■の直営農園で3年間働いておりました。約1.5ヘクタールで、レタス、トマト、ナス、キュウリ等の野菜全般、また、ハーブ類を栽培していました。この3年間で農業の厳しさを経験しましたが、それ以上に魅力を感じました。それゆえに、農業を一生の仕事として取り組んで行きたいと思ひますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願ひいたします。

○議長 今井委員

○今井委員 議席番号1番の今井です。経営状態はどうでしょうか。何人かでやられるのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 常時雇用が1名いまして、収穫時にパートを2名、計4名でございます。

○議長 今井委員

○今井委員 除草作業等大変な作業があるので、その辺が不安でしたので、質問しました。

○議長 立田委員

○立田委員 議席番号7番立田です。お住まいが■■■■で、農地が■■ですが、現地まで通われるのでしょうか。野菜を作るのに、■■■■から■■■までは大変だと思うのですが、伝手があつて、この土地を借りる事になったのですか。

○議長 申請人

○申請人 私の知り合いの方が■■■に住んでいまして、その方から紹介していただき、また、■■■■では、自分の目指す面積の確保が出来なく、多少遠くても、此方まで車で通つて耕作をする事になりました。

○議長 立田委員

○立田委員 はい解りました。

○議長 石渡一男委員

○石渡一男委員 議席番号18番石渡です。先般、■■さんが、私の方に来られました。その際、色々、話を聞きましたところ、大分やる気が見られましたので、私の方からも頑張ってもらいたいです。当分は、通われるのですが、いずれ、■■に空き家等が、見つければ、■■に引っ越して来られると言う事です。今後、規模拡大も視野に入れているようなので、私の方も、応援したいと思います。また、農業委員の方々にも、色々面倒を見ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 他にご質問ございますか。ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第4項から第13項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。よって、第4項から第13項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

第1項は、■■■■が、専用住宅を建設するために、■■の畑405㎡を、転用

しようとするものです。内容としまして、木造平屋建て、建築面積122.96㎡、生活用雑排水は、公共下水道に接続、雨水については浸透枳により処理するものでございます。第2項から第4項については、■■■■■■■■が、■■■■沿いの法面工事を行うための、進入路用地として、■■■の畑2,420㎡を、平成28年4月上旬から平成30年9月下旬まで、一時転用しようとするものでございます。申請地の利用内容は、進入路箇所には鉄板を敷いて、工事終了後は農地として復元するものでございます。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、眞野委員より報告をお願いいたします。

———（眞野委員報告）———

○議長 議席番号8番眞野でございます。現地を確認しました。■■■■■■の県道沿いで、道路の反対側は■■■■■■、近くには■■■■■■がございまして、周囲が住宅に囲まれた3種農地でございます。詳細は、局長から説明がございました。このような環境の場所なので、住宅に転用するのは問題ないと思われまして、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、眞野委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、第2項から第4項については申請人を呼んであります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方、ご苦労さまでございます。
自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■の■■と申します。■■■■■■■■■■の代理人であります。■■
■と申します。よろしく願いいたします。内容について説明いたします。

今回、■■■、■■■■■■■■■■の裏側の法面工事を行うための、工事用車両の
進入路、線路のある、法面の下側からは車両が入れなく、工事用の通路として申請
いたしました。今回地主さんは3名おりまして、その方々から農地をお借りしまし
て、一時転用として申請しております。全部で3筆あり、その土地の一部を進入路
として使用いたします。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、
お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 立田委員

○立田委員 議席番号7番立田です。工事用の車両とはどの位の大きさの車両なの
ですか、また、傾斜地は工事終了後フェンスで囲むのですか、それと、この工事を
行う周辺に、鶏が放し飼いになっていますが、了解は取ってあるのですか

○議長 申請人

○申請人 工事車両の大きさは、一番大きいのが、全長が7m、幅2.3mの25
tのラフタークレーン車です。この車両が1年の工期内で使用されるのは、30回
程度の予定です。場外からは出さないように、必要最低限で使用する予定です。傾
斜地の工事終了後のフェンスは、既存のフェンス同様高さ1.8mのネットフェン
スを設ける予定です。後、鶏の飼い主とは現地でお顔合わせをしております。以上
でございます。

○議長 立田委員

○立田委員 鶏の飼い主と地権者は違いますよね、その辺は、ちゃんと話し合いが出来ているのですか。

○議長 申請人

○申請人 地権者と飼い主は昔からの知り合いで、直接私どもが話したわけではないのですが、不動産屋さんを通して、お互いにお話をさせていただいております。

○議長 立田委員

○立田委員 はい解りました。

○議長 他に何かありませんか、ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第2項から第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、第2項から第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、平成27年度第12次農用地利用集積計画の決定についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

◎議案第3号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の5ページをお開き下さい。

平成27年度第12次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定6件、7筆、6,737㎡
賃貸借権の設定29件、59筆
63,255㎡でございます。

詳細でございますが、議案の6ページから11ページをお開きください。

申請番号1番から27番までは、借り手は、経営規模を拡大し、農業経営の安定を図るため借り受け、貸し手は、労働力不足により経営規模を縮小したいので貸し付けるもので、申請番号28番から35番までは、借り手は新規就農するために、貸し手は労働力不足により経営規模を縮小したいので貸し付けるもので、期間については3年から10年間を設定しようとするものでございます。

以上の各項につきましては、利用権を設定する土地、設定内容の詳細など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、申請番号28番から35番については新規就農者でありますので、それぞれ説明をお願いいたします。それでは、申請番号28番から30番の新規就農者を入場させていただきます。

———（新規就農者着席）———

○議長 新規就農者の方は、ご苦労さまでございます。
自己紹介の後、就農の概要についてご説明をお願いします。

———（新規就農者説明）———

○申請人 ■■■と申します。今、■■■■の方で、草花、野菜の苗を作っており、新規就農してからも、農園の方で働きながら、イチゴの苗、草花、野菜苗を生産して、ホームセンターや市場に出荷する予定でございます。以上でございます。

○議長 ただいま、新規就農者より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、退席をお願いいたします。

———（新規就農者退席）———

○議長 続きまして、申請番号31番から35番の新規就農者を入場させていただきます。

————（新規就農者着席）————

○議長 新規就農者の方は、ご苦労さまでございます。
自己紹介の後、就農の概要についてご説明をお願いします。

○申請人 ■■■■と申します。野菜栽培について3年研修をしまして、内2年間は、農と雇用事業により水稻とねぎを研修し、残りの1年間は有機栽培で多品目について研修してまいりました。私の目指す農業につきましては、有機栽培に断定はしていませんが、有機栽培に近い多品目について、直売場やスーパー向けに栽培して行きたいと思っております。以上でございます。

————（新規就農者説明）————

○議長 ただいま、新規就農者より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○議長 牛玖委員

○牛玖委員 議席番号6番牛玖です。どのような経緯で佐倉市で農業を行う事になったのですか。また、農機具等は所有しているのですか。

○議長 申請人

○申請人 出身は■■■なのですが、畑を佐倉市の■■■に借りるにあたって、佐倉市の■にアパートを借りていまして、畑までは3キロ弱を通います。作業場等については、畑にパイプハウスを建て使用します。機械は、トラクターを購入しました。今後、アタッチメント等揃えたいと思っております。

○議長 牛玖委員

○牛玖委員 解りました。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、新規就農者は退席をお願いいたします。

———（新規就農者退席）———

○議長 新規就農者が退席しましたが、申請番号1番から27番について何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。立田委員

○立田委員 先程、■■■さんですか、見落としたんですが、賃貸料が随分他と比較すると高いようですが、なぜですか

○議長 事務局

○事務局 その土地に既に建っているハウスも一緒に借りるので、他の賃借料より高いのです。

○立田委員 解りました。

○議長 牛玖委員

○牛玖委員 27番の■■■■さんにつきましては、耕作放棄地解消を私達と一緒にやっていますが、■さんはどのように活動していますか。

○議長 事務局

○事務局 ■■■■さんについては、■■■に夫婦で住まれており、家族で農業に従事しており、新規就農者としては、成功した事例ではないかと思えます。

○牛玖委員 解りました。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第4号 農地の賃借料情報の提供（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第4号の説明

○事務局長 議案第4号について、ご説明いたします。

議案の12ページ～14ページをお開きください。

議案第4号 農地の賃借料情報の提供（案）につきましては、農地法第52条の規定により農地の賃借料情報を公表することについて農業委員会の承認を求めらるるものでございます。

データにつきましては、平成27年1月～12月までに、農用地利用集積計画により利用権の設定がされた970筆の、農地の賃借料を元に作成しております。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、承認と決しました。

続きまして、議案第5号 平成28年度農作業雇用賃金等標準額（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第5号の説明

○事務局長 議案第5号についてご説明いたします。

議案の15ページ～16ページをお開きください。

議案第5号 平成28年度農作業雇用賃金等標準額（案）につきましては、農作業の受委託を円滑にするため、農業委員会において雇用賃金等標準額を設定することについて承認を求めるものでございます。

データにつきましては、千葉県農業会議の直近の数値、平成28年度分を使用しております。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第5号について事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。よって、議案第6号は、承認と決しました。

続きまして、議案第6号 佐倉市農業委員会事務局職員人事評価実施規程（案）について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第6号の説明

○事務局長 議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の17ページから18ページをお開きください。

議案第6号 佐倉市農業委員会事務局職員人事評価実施規程（案）について、農業委員会の承認を求めるものでございます。

地方公務員法が改正されたことに伴い、人事評価の実施が義務付けられたため、農業委員会事務局職員における人事評価の実施方法について定めようとするものでございます。以上でございます。

○議長 ただいま、議案第6号について事務局より説明がありましたが、第6号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。よって、議案第6号は、承認と決しました。

以上をもちまして、本日もご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

報告事項について、ご説明申し上げます。

議案の19ページをお開きください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

店舗用地としようとするもの1件、1筆、長屋住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、議案の20ページをお開きください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの2件、2筆でございます。

次に、議案の21ページから22ページをお開きください。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

雑種地として地目変更申請があったもの5件、5筆、宅地として地目変更申請があったもの2件、2筆、原野として地目変更申請があったもの1件、1筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第12回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===